

市川市立中山小学校 PTA 会則

第1章 総則

- 第1条 本会は市川市立中山小学校PTAと称し、事務所を市川市立中山小学校におく。
- 第2条 本会は学校と家庭との緊密なる協力のもとに、児童の健全な育成及び福祉の増進、併せて教育環境の充実を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は教育を本旨とする自主的・民主的な団体として活動する。

第2章 事業・活動・方針

- 第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. 児童の訓育について保護者と教職員会員相互で協力する。
 2. 児童の就学、及び学業の奨励を行う。
 3. 児童の保健衛生並びに体育の奨励を行う。
 4. 児童の福祉増進のため、活動する他の社会的諸団体及び、機関に協力する。
 5. 会員相互の教養を深めるための、成人教育を行う。
 6. 会報の発行、その他の教育資料、文献の収集、発行。
 7. 学校の教育的環境整備の協力をする。
 8. 教職員の研究、その他教育振興のための援助をする。
 9. その他本会の目的達成に必要な事業を行う。
- 第5条 本会は前条に基づいて問題を討議し意見を具申するが、直接学校運営には関与しない。
- 第6条 学校長は、学校運営の責任者として、すべての事業に参画することができる。

第3章 会員

- 第7条 本会の会員は、学校に在籍する児童の保護者と本校に勤務する教職員とし、入退会については任意とする。
- 第8条 本会への入会を希望する者については、加入の意思を文書にて確認するものとする。
- 第9条 本会からの退会を希望する者については、所定の退会届を提出するものとする。

第4章 役員・委員

- 第10条 本会の役員・委員は、次の通りとする。
1. 会長(1名)
 2. 副会長(3名程度及び教頭1名)
 3. 書記(3名程度)
 4. 会計(3名程度内教員1名)
 5. 会計監査(3名程度内教員1名)
 6. 学年・学級委員(各学年3名程度及びいずみ学級2名程度)
- 第11条 役員・委員の選出方法は、本会の会員の中から本人の承諾を得て推薦し、総会で承認を得るものとする。
- 第12条 役員・委員の任期は1年とする。但し再任は妨げない。
- 第13条 役員と委員の兼任はできない。
- 第14条 役員・委員が公職選挙に立候補する時は、原則として6ヶ月以前にその任を辞する。
- 第15条 会長欠損を生じた時は、副会長が昇格する。会長以外の役員に欠員が生じた場合は運営委員会がこれを補充する。但し、補充者の任期は残任期間とする。
- 第16条 役員・委員は任期満了しても、後任者の就任するまでその任務を行う。
- 第17条 役員・委員の任務は次の通りとする。
1. 会長は本会を代表し会務を総理し財産を管理する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長がその任務にあたれない場合は、その任務を代行する。
 3. 書記及び会計は、別に定める規程に基づき、その任務に従事する。
 4. 会計監査は、会計を監査し、これを総会に報告する。
 5. 学年・学級委員は、各活動の推進に協力する。

第5章 組織

第18条 総会

1. 本会最高の議決機関で、全会員により構成される。
2. 通常総会は学年当初に開き、会議の目的となる事項は、全会員に事前に通知する。
3. 前項に関わらず、会長は必要に応じ臨時総会を招集することができる。
4. 総会の決議事項は、次の通りとする。
 - ① 会務報告、及び他の報告事項
 - ② 役員承認
 - ③ 会則変更
 - ④ 予算、決算承認
 - ⑤ その他総会承認を必要とする議案
5. 総会の議長は運営委員会で前もって選ぶことができる。

第19条 運営委員会

1. 運営委員会は、全会員の代表者会議として、会員の意志を尊重し本会事業目的の円滑な推進を図るため、各所との調整を図り、企画運営する機関である。
2. 本会は、会長、副会長、書記及び会計、学級・学年委員で構成する。
3. 会長は、必要に応じ随時これを召集することができる。
4. 運営委員会の決議事項は、次の通りとする。
 - ① 補正予算承認
 - ② 規程変更
 - ③ 役員補充承認
 - ④ その他、前条第4項以外の事項

第20条 学年・学級委員会

1. 本会の目的達成のため、規程に従い学年・学級委員会をおくことができる。
2. 学年・学級委員会は、各学年・学級選出の委員と、学年主任で構成され、学年相互の連絡調整を図り、企画運営、事業執行にあたる。
3. 学年・学級委員会は、必要に応じ各学年・学級委員がこれを召集することができる。

第21条 総会及び総ての会議は、全会員の過半数の賛成により決議し、連帯して責任を負う。

第6章 会計

第22条 本会の運営費は、次の収入により支弁する。なお、運営費を得る方法の変更及び寄付を集める時は、運営委員会の承認を得るものとする。

- ① 会費
- ② 事業収入
- ③ 寄付
- ④ 雑収入

第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第24条 本会の会計は、総会の承認に基づく予算により別に定める規程に従って行うものとする。

第7章 個人情報取扱方針

第25条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「市川市立中山小学校 PTA 個人情報取扱方針」に定め適正に運用するものとする。

第8章 慶弔

第26条 本会の会員の慶弔については、教職員の転退職に際し、餞別花を贈る。

第27条 本慶弔会則以外の慶弔に関しては、必要に応じて運営委員会で決定するものとする。

第9章 改正

第28条 本会則は、総会で出席者の3分の2以上の賛成によって改正することができるものとする。

附則

1. 本会則は、昭和 55 年 3 月 1 日公布し、昭和 55 年 4 月 1 日より適用するものとする。
2. この会則の施行について必要な事項は、別に定める規程によるものとする。
なお、規程の改正は、総会にこれを報告するものである。
3. 昭和 63 年 4 月 30 日会則一部改正
4. 平成 7 年 4 月 20 日会則一部改正
5. 平成 13 年 4 月 21 日会則一部改正
6. 平成 16 年 4 月 23 日会則一部改正
7. 平成 17 年 4 月 21 日会則一部改正
8. 平成 29 年 4 月 17 日会則一部改正
9. 令和 4 年 1 月 12 日会則一部改正
10. 令和 5 年 1 月 13 日会則一部改正
11. 令和 6 年 4 月 1 日会則一部改正